

柳井市測量・建設コンサルタント等業務最低制限価格制度実施要領

1 趣旨

この要領は、柳井市が発注する測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「測量、建設コンサルタント等業務」という。）の契約締結に当たり、柳井市契約規則（平成17年柳井市規則第52号）第12条の規定に基づく「施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を付することとされたとき」（以下「最低制限価格制度」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 対象業務

対象となる業務は、予定価格が1,000万円を超える測量、建設コンサルタント等業務（予定価格の全てを見積りにより算出したもの又は次項により最低制限価格を設定できないものを除く。）とする。

3 最低制限価格の設定

契約を締結しようとする場合で、当該申込み（入札）に係る価格について、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときに該当するか否かの基準となる価格（以下「最低制限価格」という。）は、別表業務区分の欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表最低制限価格の欄に定める額とする。ただし、当該額が同表上限額の欄に定める額を超える場合は、当該上限額を最低制限価格とし、同表下限額の欄に定める額に満たない場合は、当該下限額を最低制限価格とする。

また、別表業務区分の欄に掲げる2以上の業務を併せて競争入札に付する場合の最低制限価格は、それぞれの最低制限価格を合算した額とする。

なお、最低制限価格、上限額又は下限額として算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

4 入札参加者への周知

入札執行者は、最低制限価格制度により最低制限価格を下回る入札は、無効となることを入札執行前に周知するものとする。

5 入札の執行

入札の結果、最低制限価格未満の価格で入札が行われた場合は、入札執行者は、当該入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、柳井市建設工事等指名審査会において定める。

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。

別表

業務区分	最低制限価格	上限額	下限額
測量業務	次の各号に掲げる額の合計額 (1) 直接測量費の額 (2) 測量調査費の額 (3) 諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額	予定価格 (税抜き) に 10 分の 8.2 を乗じ て得た額	予定価格 (税抜き) に 10 分の 6 を乗じて得 た額
土木関係建設 コンサルタント業務	次の各号に掲げる額の合計額 (1) 直接人件費の額 (2) 直接経費の額 (3) その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 (4) 一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額	予定価格 (税抜き) に 10 分の 8.1 を乗じ て得た額	予定価格 (税抜き) に 10 分の 6 を乗じて得 た額
建築関係建設 コンサルタント業務	次の各号に掲げる額の合計額 (1) 直接人件費の額 (2) 特別経費の額 (3) 技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額 (4) 諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	予定価格 (税抜き) に 10 分の 8.1 を乗じ て得た額	予定価格 (税抜き) に 10 分の 6 を乗じて得 た額
地質調査業務	次の各号に掲げる額の合計額 (1) 直接調査費の額 (2) 間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 (3) 解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額 (4) 諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額	予定価格 (税抜き) に 10 分の 8.5 を乗じ て得た額	予定価格 (税抜き) に 3 分の 2 を乗じて得 た額
補償関係コン サルタント業務	次の各号に掲げる額の合計額 (1) 直接人件費の額 (2) 直接経費の額 (3) その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 (4) 一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額	予定価格 (税抜き) に 10 分の 8.1 を乗じ て得た額	予定価格 (税抜き) に 10 分の 6 を乗じて得 た額